

・産後ケア事業

産後の育児不安や身体的負担を軽減するため、母子に対して心身のケアや育児サポート等を行います。

【単位：人日】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	99	109	120	132
②産後ケア事業	90	99	109	120	132
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

すべてのこどもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な支援が必要であり、また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。

本市は、幼稚園、保育所などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進するとともに、幼稚園教諭や保育士等の子育てに関わる者が研修や会議等を通じて、相互の理解と連携の強化が図られるよう支援していきます。

また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備するとともに、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、本市では、保育所等の待機児童の状況を考慮しつつ、既存の幼稚園からの移行などについて、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、制度内容を積極的に周知していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の運営状況の把握などについては、県と連携しながら情報の把握に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。